

令和三年 第二回定例会

市長説明要旨

南アルプス市

令和三年第二回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株を要因とする感染の増加により、第三波を上回る速度で急速に感染拡大し、三度目となる緊急事態宣言が、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の四都府県に発令されたところであります。

しかしながら、連日過去最多の重症者数を更新する事態により、極限状態にまで逼迫した医療提供体制の状況を踏まえ、五月十一日までの宣言期限を五月三十一日まで延長し、愛知県、福岡県、続いて北海道、岡山県、広島県、更には沖縄県を対象地域に加えるとともに、埼玉県など八県には、まん延防止等重点措置が発令されております。日々深刻な状況が続き、飲食店や大型百貨店などの休業等により、人流を減らし、感染拡大の抑え込みを、より一層強めるべく、これまで以上に強力な対策が講じられているところであります。

山梨県内においても、感染経路が不明なケースの増加や、幅広い年代における感染が急増、ひと月の新規感染者数が過去最多を上回るペースで推移しております。本市としても、市民の皆さまの健康を最優先に考え、この春予定しておりますアヤマフェアなどの各種イベントを中止し、感染拡大に歯止めをかけるため、引き続き、最大限の警戒感をもって対処しているところであります。

感染収束に向け、現在、鋭意進めております高齢者ワクチン接種については、「集団接種」の予約受付を五月六日から再開し、七月末日まで約一万一千人分の接種について、予約を受け付け、職員一丸となり接種を進めております。

更に、六月からはかかりつけ医等による「個別接種」を開始する予定であります。個別接種については、市内二十一の医療機関の医師及び看護師の皆さまの多大なるご協力の中で、五千人から七千人分の接種を見込んでおります。

また、高齢者施設等においては、今後の感染拡大を予防するため、施設入所者とともに、施設職員の接種も同時に計画的に進めております。

市民の皆さまが一日でも早く安全に接種できますよう、医師会の全面的なご協力のもと、可能な限り七月末日までに、接種を希望する高齢者全ての方が、接種を終えることのできるよう、不断の体制整備に最大限努めてまいります。

市民の皆さまにおかれましては、冷静に行動していただく中で、感染収束に向け、一人でも多くの方がワクチンを接種していただけますようご協力をお願い申し上げます。

このワクチン接種は、新型コロナウイルス感染収束に向けた切り札であり、国全体で取り組む最大にして最重要な対策であります。変異株の猛威に屈せず、コロナ禍前の日常生活を必ず取り戻すため、感染収束に向け、引き続き、全力で取り組みでまいります。

続きまして、本定例会における議案の説明に先立ち、現在、進めております主な政策につきまして、ご報告申し上げます、議員各位並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、『マイナンバーカード交付』についてであります。

本市においては、マイナンバーカードの普及率が伸び悩んでいるのが現状であります。そこで、昨年末からは予約制で土日の交付も実施しております。また、今年度からは、マイナンバーカードに関する業務を集約し、戸籍市民課にマイナンバーカード担当を新設し、普及促進に努めております。

令和三年四月末日現在の交付率は、二十二・七パーセントとなっており、三月末日現在の二十一・二三パーセントから一・四七ポイント上昇したところであります。

今後も更なる啓発活動等により、マイナンバーカード取得について、より多くの市民の皆さまに理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、『過疎地域持続的発展計画の策定』についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法が令和三年三月三十一日に失効し、新法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が同年四月一日から施行されました。

本市においては、旧芦安村区域の活力ある地域づくりに向けて「南アルプス市過疎地域自立促進計画」を策定し、推進してまいりましたが、新法の制定に伴い、新たに、令和三年度から令和七年度の五カ年を計画期間とする「南アルプス市過疎地域持続的発展計画」を策定してまいります。

新法では、「地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上」を目的としており、新たな施策区分として「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」、「地域における情報化」、「交通施設の整備、交通手段の確保」、「子育て環境の確保」及び「再生可能エネルギーの利用の推進」を内容に追加し、より適正かつ実効性のある計画としてまいります。

また、計画策定にあたっては、改めて地域の課題や現状等をより十分に把握するため、本年一月より地域住民や団体の皆さまにヒアリングを実施し、策定に向けた準備を進めているところであります。

芦安地域については、本市の観光面において、今後、更に重要な地域となつてまいりますので、今後整備が予定されて

おります芦安・早川周遊道路の開通効果に加え、夜叉神峠周辺や広河原山荘、芦安山岳館の更なる活用についても、計画に位置付け、過疎債を活用し、指定地域の持続的発展を継続的に推し進めてまいります。

策定時期については、今年度、九月定例会への上程を目途に進めてまいります。

次に、『南アルプスIC新産業拠点整備事業』についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年六月から公募の開始を見合わせておりますが、現在は、破産管財人のご理解を得る中で、スケジュールや手続きに関し、関係者との最終調整を図っているところであります。

公募の時期については、新型コロナウイルスワクチン接種が開始され、社会情勢の好転に向けた可能性が高まっていることや、募集案内の事前公表により、本事業の趣旨が周知されてきたこと、加えて、破産手続きが長期に亘り保留されていることなどを、総合的に判断する中で、今年の秋頃を目途に公募開始の準備を進めております。

一方で、南アルプスIC周辺地域については、市の将来を見据えた土地の高度活用に向け、昨年度より、現状把握や発展の可能性などを調査しており、今後は、地域や地権者の方々の意向を踏まえる中で、土地利用の方向性を検討してまいります。

次に、『子ども家庭総合支援拠点の設置』についてであります。

国では、令和四年度までに、全自治体に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置を掲げております。山梨県内においても、甲府市などが設置しており、他の自治体においても拠点の設置に向け、取り組みが始められております。

本市においても、昨年度より保健福祉部において、検討を進めているところではありますが、子育て世代包括支援センターとの一体化や、部内の関係課、及び教育委員会に設置されている相談機関との連携や調整など、解決を要する難しい課題が数多くあります。

また、国では、子ども施策は極めて多岐に亘り、省庁をまたがる縦割り行政の弊害を打破するため、それらを一元化する

る「子ども庁」創設の動きが加速しております。

本市としましても、これらの動きを注視する中で、子ども家庭総合支援拠点の形態について、早期により最善な方向性を明確にしていきたいと思います。

次に、『地域支えあい協議体』についてであります。

今年度から、第二層協議体と自治会の連携を推進するため、各自治会を通じて協議体活動交付金を助成する協議体活動費交付事業を実施いたします。

これは、地域コミュニティに一番近い第三層協議体の各々の活動を推進することが、地域課題の解決に大きく寄与していくと考えられますので、改めて協議体活動について、よりご理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、『観光プロモーション事業』についてであります。

これからの季節は、本市自慢のさくらんぼ、桃、スモモ、ぶどうなどの果実が、次々に実りの時季を迎え、果物狩りや果実販売がいよいよ本番を向えてまいります。

今年は、開花期に天候が安定し、その後低温の時期もありましたが、いずれの果実も昨年と比べ一週間ほど生育が早く、

作柄についても全体的に良好で、高品質化に期待できる状況であります。

さくらんぼ狩りについては、昨年、コロナ禍の影響により大型観光バスによるさくらんぼ狩りの受け入れを全て中止したところではありますが、今年は、感染対策を十分に講じ、大型観光バスの受け入れを再開する予定であります。

また、ファミリー等の個人のお客様の受け入れについても、六月より始めてまいりたいと考えております。

また、販路確保のため、昨年始めたWEB販売については、今年は、さくらんぼのほか、桃、スモモ、ぶどうなどにも拡大してまいります。季節折々の旬の果実を、全国のより多くの皆さまにお届けするよう努めてまいります。

また、観光プロモーションについては、昨年度に引き続き、東海、中京圏に向け実施予定のほか、今年度は長野県方面に向けても、本市の特産果実を通じたPRを積極的に展開してまいります。

静岡市内の百貨店においては、六月から九月にかけ、季節ごとに開催される物産展への出店を予定しております。

また、昨年度から交流の始まった沼津市との共同観光事業「海と山出愛いプロジェクト」では、沼津市内で開催されるJリーグ「アスルクラロ沼津」のホームゲームにおいて、また、六月五日には、本県のジットリサイクルインクスタジアムにおいて、南アルプス市サンクスデーとして開催されるヴァンフォーレ甲府の試合会場で、さくらんぼ狩りをはじめとした観光PRを、実施してまいります。

更に、六月からは、沼津市民限定として、本市観光協会加盟店舗、宿泊施設等で利用出来る「海と山交流クーポン券」を配布し、更なる経済交流の促進や、沼津市民の皆さまが本市を訪れていただける多くの機会を提供してまいります。

本市の知名度アップを図ると同時に、品質の高い本市自慢の果実をご賞味いただく中で、本市ふるさと納税への関心も高めていただき、寄付金の増額に繋げてまいります。

次に、『二〇二二ROUTE日本海・太平洋シンポジウムの開催』についてであります。

例年、沿線の関係自治体において開催されております「中部日本横断自動車道の整備利用促進のシンポジウム」が、

今年度は本市が開催地となり、十一月五日の開催を予定しております。

中部日本横断自動車道については、本市が交通の要衝として発展していく上で欠かせない道路であります。

九月には、幾多の課題を経てまいりましたが、静岡方面への未開通区間でありました、下部温泉早川インターチェンジから南部インターチェンジ間の開通が予定されております。

開通直後における本市内でのシンポジウム開催であり、早期の長野県方面への全線開通に向けた機運を、より高める絶好の機会であります。この好機を生かし、今後の中部日本横断自動車道の全線の整備促進や、沿線地域の振興を広く訴えていくとともに、関係自治体等との情報共有、連携強化を積極的に図ってまいります。

次に、『工業団地拡張整備事業』についてであります。

中部横断自動車道の静岡方面への全線開通により、中央自動車道と新東名高速道路が接続されることで、本市の交通インフラが飛躍的に向上することに伴い、企業の新規進出や規模拡張など、企業立地に必要な用地需要の増加が見込まれる

ことから、計画しておりました工業団地の拡張について、順次進めてまいります。

拡張する工業団地は、「下今諏訪工業団地」及び「御勅使南工業団地」の二カ所を第一期として、約七万五千平方メートルを予定しております。優良企業を誘致することにより、地元雇用の創出と税収増加等による自主財源の確保に鋭意努めてまいります。

次に、『GIGAスクール構想の推進』についてであります。

文部科学省の「GIGAスクール構想の加速、実現」を受け、本市においても計画を前倒し、令和二年度中に全二十二年小中学校に、一人一台端末の環境整備を完了しております。これにより、子どもたちの日々の学びをICTによって、より豊かにするとともに、自ら必要な情報を集め、良し悪しを判断し、より良く活用できる「情報活用能力」を育む学校教育を目指すとともに、個別最適化された学習ができる環境をつくり、豊かな学びを実現してまいります。

次に、『上下水道料金センター』についてであります。

企業局の上下水道料金関連業務については、四月一日から民間ノウハウの導入により、市民サービス及び徴収率等の向上を図るため、「株式会社日本ウォーターテックス」と業務委託契約を結び、新たに「上下水道料金センター」として業務を開始いたしました。

更に、同社とは「南アルプス市の安全・安心に関する協定」及び「高齢者等見守り活動に関する協定」を結び、徴収業務等を通じて、高齢者の見守り活動や、子供及び女性等を犯罪被害から守る活動に鋭意取り組んでまいります。

今年度については、社会情勢や国の動向を注視し、新型コロナウイルスワクチン接種を最優先に、感染症対策を継続し、職員一丸となり強力に実施してまいります。

長期間に亘る自粛により、厳しい生活を余儀なくされております市民の皆さま、事業者の皆さまへは、今後の状況を見極める中で、様々な支援策を講じてまいります。

このような苦境の中で「南アルプス市に住んでいることが本当に良かった」と実感していただけよう、これからも市政運営に全身全霊で取り組んでまいりる所存でありますので、

議員各位並びに市民の皆さまにおかれましては、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、市議会第二回定例会に提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

市議会第二回定例会に提出いたしました案件は、条例案一件、予算案四件、財産の取得案二件、市道路線に関する案三件、同意案五件、合わせて十五件であります。

はじめに、議案第五十二号、「南アルプス市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

この案については、本市の国民健康保険財政調整基金を一定程度、確保している状況により、国民健康保険税率の改定により、税率を引き下げることについて、国民健康保険運営協議会から「適当」と認めるとの答申を受け、国民健康保険財政調整基金の活用により、国民健康保険税率を引き下げ、被保険者の負担を軽減するため、本条例を改正したいので、この案を提出するものであります。

次に、補正予算案について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました補正予算案は、南アルプス市一般会計、三特別会計、合わせて四会計であります。

はじめに、議案第五十三号、「令和三年度南アルプス市一般会計補正予算(第二号)」について、ご説明申し上げます。

補正額を五億三千八百八十三万六千円とし、歳入歳出予算の総額を三百三億四千七百十一万五千円とするものであります。

歳出の主なものについて、政策体系別にご説明申し上げます。

まず、『安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成』についてであります。

「コミュニティ活動支援事業」として、飯野第六区自治会、有野東自治会、塚原区自治会が行う集会施設、公民館へのエアコン設置等に対し助成金として、四百六十万円を計上しております。

財源としては、全て、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の活用により、賄うものであります。

また、「地域集会施設修繕支援事業」として、地域七箇所の集会施設の修繕費を補助するため、四百五十一万二千元を計上しております。

次に、『ともに生き支えあうまちの形成』についてであります。

「養護老人ホーム慈恵寮施設管理事業」として、慈恵寮の解体工事及び工事の監理に係る経費として、一億六百八十七万二千元を計上しております。

また、高齢者に対する新型コロナウイルス対策として、高齢者施設等に入所する際のPCR検査・抗原定量検査の費用を助成する「新型コロナウイルス検査助成事業」に一千百万円、介護者が新型コロナウイルス感染などやむを得ない理由により不在となり、介護を受けることができなくなった高齢者の短期間保護を行う「新型コロナウイルス感染に伴う高齢者等短期保護事業」に三百七十一万二千元を、それぞれ計上

しております。

また、四月の臨時議会で計上しております、低所得のひとり親世帯への子育て支援に、引き続きまして、その他の低所得子育て世帯への支援として、児童一人当たり五万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金支給事業」に、六千七百三十万七千円を計上しております。

更に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る看護師や予約の受付などに対応する人件費、及び接種費用等の国の単価の変更に伴う経費など「新型コロナウイルス感染症対策事業」に二億二千六百四万六千円を計上しております。

次に、『うるおいと活力のある快適なまちの形成』についてであります。

「遊・湯ふれあい公園管理運営事業」、「樹園管理運営事業」、「やまなみの湯管理運営事業」、「金山沢公園管理運営事業」、「山小屋・山荘管理事業」の五事業では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により発生した減収分について、指定管理事業者に補填するための経費として、合わ

せて二千六百十二万六千円を計上しております。

また、「櫛形総合公園管理運営事業」として、櫛形コミュニティプール及び公園敷地内で利用している地下水を汲み上げるポンプの取替え工事の経費として、一千三百四十万四千円を計上しております。

伊奈ヶ湖周辺の整備については、駐車場の拡張に伴う保安林解除の申請に係る経費として、二百十万二千円を計上しております。

次に、『心豊かな人と文化をはぐくむまちの形成』についてであります。

「櫛形生涯学習センター管理事業」として、平成十一年に建築された本館の建物外壁タイル落下防止のための補修工事及び、設計と監理業務委託に係る経費として、二千九百十三万九千円を計上しております。

次に、『未来をひらく経営型行政運営の形成』についてであります。

「個人番号カード発行事業」として、国のマイナポイント制度の期間延長を受け、個人番号カードの発行件数が増加することに対応するための事務経費として、一千五十三万八千円を計上しております。

以上、歳出予算の財源としましては、国・県支出金、繰入金、諸収入等を見込んでおります。

次に、特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。はじめに、議案第五十四号、「令和三年度南アルプス市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）」について、ご説明申し上げます。

国民健康保険税率の引き下げに伴い、国民健康保険税七千七百五十三万三千円を減額し、国民健康保険財政調整基金から同額を充当する予算を計上しております。

次に、議案第五十五号、「令和三年度南アルプス市介護保険特別会計補正予算（第一号）」について、ご説明申し上げます。

介護保険法の改定に伴うシステム改修費として、二百六十一万八千円を計上しております。

財源については、国庫補助金、一般会計からの繰入金を見込んでおります。

次に、議案第五十六号、「令和三年度南アルプス市土地取得造成事業特別会計補正予算（第一号）」について、ご説明申し上げます。

下今諏訪工業団地及び御勅使南工業団地の拡張整備事業に伴う経費として、七千二百五十九万一千円を計上しております。

財源については、県の補助金、企業立地推進基金からの繰入金等を見込んでおります。

以上で補正予算案についての説明を終わります。

次に、議案第五十七号、「財産の取得（消防団消防ポンプ自動車）」について」であります。

この案については、南アルプス市消防団白根分団第五部（上八田）及び、若草分団第六部（藤田）に配備する消防ポ

ンプ自動車を購入するもので、去る五月十三日に行われた一般競争入札の結果、有限会社中村ポンプ工作所と四千四万円で購入契約を締結するものであり、地方自治法第九十六条第一項第八号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等の範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものであります。

次に、議案第五十八号、「財産の取得（はしご消防自動車）について」であります。

この案については、南アルプス消防署に配備するはしご消防自動車を購入するもので、去る四月二十二日に行われた一般競争入札の結果、株式会社モリタ東京支店と一億五千三百八十九万円で物品購入契約を締結するものであり、地方自治法第九十六条第一項第八号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分等の範囲を定める条例第三条の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものであります。

次に、議案第五十九号、「市道路線の認定について」であります。

この案については、開発行為により寄附された三路線と、路線の見直しに伴う三路線を市道認定するものであります。

次に、議案第六十号、「市道路線の変更について」であります。

この案については、路線の見直しによる三路線の市道を変更するものであります。

次に、議案第六十一号、「市道路線の廃止について」であります。

この案については、路線の見直しによる二路線の市道を廃止するものであります。

次に、同意案第二号、「教育長の任命について」であります。

この案については、増山^{ますやまきよひこ}希世彦教育長の任期が、本年五月三十一日をもって満了することに伴い、同教育長を再任したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるとであります。

次に、同意案第三号、「公平委員会委員の選任について」であります。

この案については、小松重和公平委員の任期が、本年五月二十九日をもって満了することに伴い、新たに荊沢在住の佐藤良子氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

次に、同意案第四号から第六号、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

この案については、伊東義己委員、中込敏彦委員、篠原操委員の任期が、本年五月三十一日をもって満了することに伴い、同三名を再任したいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

以上、提出案件についての説明を終わります。

何卒、よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

令和三年五月二十八日

南アルプス市長 金丸一元